

Nuclear Weapon & Nuclear Test MONITOR

核兵器・核実験モニター

244
05/10/15

毎月2回1日、15日発行
1996年4月23日
第三種郵便物認可

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行 ■ NPO法人ピースデポ/PCDS (太平洋軍備撤廃運動): Pacific Campaign for Disarmament and Security
223-0051 横浜市港北区箕輪町3-3-1 日吉グリーンネ102号
Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail: office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org
編集責任者 ■ 梅林宏道・田巻一彦 郵便振替口座 ■ 00250-1-41182 「特定非営利活動法人ピースデポ」
銀行口座 ■ 横浜銀行 日吉支店 普通 1561710 「特定非営利活動法人ピースデポ」

核軍縮へ
動き出した
一つの車輪

国連第1委員会新決議と 第1回「第 条フォーラム」

カナダ、メキシコなど立ち上がる

前号に紹介したとおり、10月3日、ニューヨーク国連本部において第1回「第 条フォーラム」が開催された。その場でカナダ、メキシコ政府代表は軍縮に関わる新決議案の提出を予告した。予告通り、10月6日、国連総会第1委員会(軍縮・安全保障)の下に4つの特別委員会を設置するという内容の決議案が発表された。消極的安全保証(NSA)、核軍縮、兵器用核物質生産禁止条約(FMCT)、宇宙における軍備競争の防止(PAROS)という、ジュネーブ軍縮会議(CD)において懸案であった特別委員会である。全会一致の議事運営が障害となっておりCDでは8年間行き詰まっていたものを、多数決で運営する第1委員会での前進させようという試みである。平和市長会議が求めた特別委員会の現実的な第1歩であると言える。米国などの圧力に抗して新決議への支持がどれだけ広がるかが、核軍縮前進にとって当面の大きな焦点となる。

第1回「第 条フォーラム」

まず、「第 条フォーラム」の様子を伝えたい。

主催した中堅国家構想(MPI)によれば28か国の政府代表が参加した。ダグラス・ロウチMPI議長は、冒頭に「非好戦的な雰囲気、核兵器のない世界に必要な法的、政治的、技術的な要件を協議する。非核の同志国家で初期の積み上げをするが、適切な段階で希望する核兵器国にも参加を求めるといふ趣旨を簡潔に述べた(前号の資料「原則のステートメント」参照)。

冒頭に阿部信泰・国連事務次長が慎重な短い挨拶をした。次いでチェ・ヨンジン第1委員会議長(韓国)は思ったより長く、情勢に切り込んだ挨拶をした。

私たちNGOは、全会一致ルールが議事の前足を阻止する戦術に利用されているCDの行き詰まりを打開するために、カナダ、メキシコなどが多数決で前進できる国連総会

今号の内容

核軍縮を実際に進める一歩
特別委員会設置案と第1回「第 条フォーラム」
〔資料〕カナダ、メキシコなど新決議案骨子
「国民保護計画」策定進む
沖縄の議論から考える
〔資料〕沖縄県国民保護フォーラム「議事録(抜粋)」
【連載】いま語る 3 渡辺えり子さん 女優

緊急速報

10月13日、ニューヨークからの最新ニュースが飛び込んできました。米国の圧力により特別委員会の設置を求める新決議の提出が困難になったようです。詳細は本誌次号で。また、速報をアボリション・ジャパンのメールリストに流しますのでご覧ください。

第1委員会に特別委員会を設置することを決める決議案を提出する準備をしていることを聞き及んでいた。しかし、関係政府の代表がそれを第 1条フォーラムでどのように触れるか、触れないかは未知数であり、強い関心を持って会議に臨んでいた。その発言内容によって、彼らの本気度を知ることができるからである。

カナダ

発題者の冒頭はカナダのマイヤー大使であったが、予想を超える率直さで、「カナダと同志国家は新しい勢いを生み出すために、今週、ここニューヨークで新しい動きを発表する」と述べた。平和市長会議から、全会一致制が悪用されている現実を第1委員会において打破するという要請があったことにも言及した。マイヤー大使の発言には、多国間会議を機能させることが極めて重要である、とするカナダとしての確とした信念を読みとることができた。

メキシコ

メキシコのデアルバ大使は3番目(最後)の発題者であったが、マイヤー大使と共にメキシコも新しいイニシャチブに深くかかわっていることを誇らしげに述べた。そして、そのイニシャチブと第 1条フォーラムは、相補的に進むであろうと述べた。このことは、後にロウチMPI議長によっても確認された。デアルバ大使の発言で注目したいのは、新しい試みが成功するためにはNGOの支援が決定的に重要だと述べたことである。

マレーシア

2番目の発題者であったマレーシアのラジ大使は、新決議の動きに賛意を示しながらも、第 1条フォーラムで活用されようとしている核軍縮への段階的・包括的アプローチについて解説した。マレーシア、コスタリカなど6か国の作業文書(本誌前号参照)がその基礎である。そして、核兵器禁止条約についての交渉が始まらなくても、その内容を吟味することが有効であると主張した。

日本

それ以後、フロアから各国の発言が続いた。日本(柳井啓子一等書記官、ジュネーブ軍縮会議日本政府代表部)

は、第 1条フォーラムへの賛意を述べ、今後とも継続して参加すると約束した。新しい日本決議についての方針を説明したが、私たちが日本で聞いていたものより新しい内容はなかった。「核軍縮の基礎固めの時期」であることを強調したスタンスが、これまで通りの路線を意味すると理解したのは、私だけではないであろう。

スウェーデン

スウェーデンは、カナダ、メキシコのイニシャチブに自国も同意して参加したと述べた。新提案の広がりを意味するものとして印象深かった。

南アフリカ

南アフリカが、新アジェンダ連合(NAC)の幹事国として発言した。カナダ、メキシコ提案には触れず、NAC全体としては、新提案に関わっていないことを印象づけた。NACも新決議を提案しようとしていると述べた。今回は具体的な措置は盛り込まずに95年、2000年再検討会議の合意の継承を基礎にするとの説明であった。日本決議との協力関係を示唆したのが印象に残るとともに不安がよぎった。

アイルランド

新アジェンダの中心であったアイルランドが、核兵器禁止条約(NWC)に関する「オタワ・プロセス」類似のアプローチに批判的に発言した。対人地雷禁止条約においては、まだ禁止という規範が存在していなかったため、その道筋が重要であった。しかし、核兵器に関してはNPT第 1条で規範ができていて、という主張であった。

その他に、ドイツ、オランダ、ポーランドが発言した。MPIIは第2回第 1条フォーラムを、2006年3月2日～4日、ハーグ(オランダ)のクリンゲンデル研究所で開催すると発表した。

特別委員会の設置の提案

メキシコ、カナダが第 1条フォーラムで示唆した新提案の内容について、10月6日、正式の国連総会決議として提出される前に非同盟運動(NAM)などに説明が行



第 1条フォーラムで新決議の趣旨を伝えるデアルバ大使(メキシコ)(前列右から2番目)、右端は阿部信泰・国連事務次長。10月3日、ニューヨーク国連本部第8会議室。

われた。NGOにも説明があった。私たちが入手した10月5日付の文書を資料として全訳した(3ページ)。その段階で、提案国として名前を連ねているのは、ブラジル、カナダ、ケニア、メキシコ、ニュージーランド、スウェーデンの6か国であった。

新提案の要点は次のようなものである。つまり、ジュネーブのCDが行き詰まっている軍縮・不拡散に関する優先テーマに関して、CDにおいて議論が開始されるまで国連総会内に特別委員会を設置して協議を進める。CDが正常化すれば審議内容をCDに引き継ぐ、という内容である。

優先テーマが何であるかに関しては、これまでのCDにおける審議において、ほぼ合意があったと言ってよいであろう。それは本誌でもしばしば紹介してきたことであるが、次の4つのテーマである。

消極的安全保証 (NSA)

核軍縮

兵器用核物質生産禁止条約 (FMCT)

宇宙における軍備競争の防止 (PAROS)

しかし、テーマに合意があったとしても、そのテーマに

関して設置される特別委員会が何を協議するか、つまり特別委員会の任務(マンデート)に関して、CDは何年も合意に達することができなかった。全会一致の議事運営ルールが、すべての国に事実上の拒否権を与えており、一部の国がこれを悪用してきたからである。そんな中で、多くの国が妥当と考える「任務」の案が5人の大使の調停案として示された(2003年6月26日)、これを5大使(A5)調停案という。今回のメキシコ・カナダらの提案は、このA5調停案をそっくり4つの特別委員会の任務として掲げている。これまでのCDの努力を尊重し、多くの国の支持が得られやすい工夫として、よく練られた案であると言えるであろう。

しかし、A5調停案の時点から本誌が指摘してきたように、4つのテーマの中で核軍縮特別委員会の任務がもっとも弱いと言ってよい。新提案の文言は下の資料にあるとおり次のようになっている。

「特別委員会は、この目的の達成のために、前進的かつ系統的な努力に向けた実際の措置に関して、情報と意見の交換を行うべきものとする。その中で、特別委員会

4ページ下段へつづく 11

資料

第60回国連総会第1委員会決議 骨子案

軍縮および不拡散の優先議題に関する作業を開始する

ブラジル、カナダ、ケニア、メキシコ、ニュージーランド、スウェーデン
2005年10月5日

国連総会は、

軍縮および不拡散の優先議題に関する実質的作業を再開する重要性を認識し、今日まで作業プログラムの採択を妨げてきたジュネーブ軍縮会議(CD)の長年にわたる行き詰まりに関連し、

国連総会とCDの間の補完性を保証するとともに重複を避ける必要性を考慮し、

1. CDの作業プログラムが合意されるまでの間、以下のa～d節に挙げられた4つの優先議題に関するオープンエンドの特別委員会を設置することを決定する。
 - a) 第1特別委員会は、非核兵器国に対して核兵器の使用および使用の威嚇を行わないという保証を供与する有効な国際的とり決めに関する合意に向けた交渉を行うべきものとする。これらのとり決めは、国際的に法的拘束力を持つ条約の形をとる場合もある。
 - b) 第2特別委員会は、核軍縮を扱うものとする。特別委員会は、この目的の達成のために、前進的かつ系統的な努力に向けた実際の措置に関して、情報と意見の交換を行うべきものとする。その中で、多国間的な性格を持つ将来的な作業の可能性に向けたアプローチを検討するものとする。その機能を果たす際に、

特別委員会は、研究や議論から生じうる諸提案はもちろんのこと、現在行われている努力や現存する提案や考え方を考慮するものとする。

c) 第3特別委員会は、CDの専門コーディネーターの報告(CD/1299)とそこに含まれる任務に従って、核兵器用およびその他の核爆発装置用の核分裂性物質の生産を禁止する、差別的でなく、多国間の、国際的かつ効果的に検証可能な条約を交渉するものとする。

d) 第4特別委員会は、大気圏外における軍備競争の防止を扱うものとする。特別委員会は、制限を排して、いかなる話題や提案についても、それを特定し検証すべきものとする。それには、関連する国際条約に関する交渉の可能性を含め、信頼醸成や透明性のための措置、一般原則、条約上の誓約、大気圏外における軍備競争を防止することのできる体制の詳細な検討、などが含まれる。その際、特別委員会は、国際的安定を促進し、すべてにとって安全が減じない原則を尊重しながら、大気圏外の平和利用およびそこでの軍備競争の防止の目的に積極的に貢献する必要性について、適切な考慮を払うべきものとする。

2. CDにおける作業プログラムの採択とともに、関連テーマを扱う特別委員会は終了

し、得られた成果をCD議長が継承することを決定する。

3. を第1特別委員会の議長に、を第2特別委員会の議長に、を第3特別委員会の議長に、を第4特別委員会の議長に任命することを決定する。それぞれの議長は第61回総会に対して報告を行う。
4. 特別委員会はジュネーブで開かれるとし、それぞれ5回のセッションを持つ1週間の会合を6回まで開催することを決定する。
5. 2006年において、下のa～d節で挙げる通り、特別委員会を開催するものと決定する。
 - a) 上記1aで述べた特別委員会を、1月23日～27日、2月20日～24日、3月20日～24日、5月29日～6月2日、6月26日～30日、8月21日～25日に開催する。
 - b) 上記1bで述べた特別委員会を、1月30日～2月3日、2月27日～3月3日、3月21日～31日、6月5日～9日、7月31日～8月4日、8月28日～9月1日に開催する。
 - c) 上記1cで述べた特別委員会を、2月6日～10日、3月6日～10日、5月15日～19日、6月12日～16日、8月7日～11日、9月4日～8日に開催する。
 - d) 上記1dで述べた特別委員会を、2月13日～17日、3月13日～17日、5月22日～26日、6月19日～23日、8月14日～18日、9月11日～15日に開催する。
6. 上記の日程は、関係する議長の合意により変更の対象となりうることを決定する。
7. 国連事務総長に対し、前述した4つの特別委員会の開催において、現存のリソースの範囲で必要な支援を供与するよう要請する。

(訳:ピースデポ)

沖縄フォーラムが示した 「国民保護計画」議論の重要な方向性

計画作りは「安全保障」への市民参画の 拡大の契機となる可能性がある -

政府が今年3月25日に閣議決定した「国民の保護に関する基本指針」に基づく「国民保護計画」の策定作業が、指定公共機関(内閣府を初めとする23の国の行政機関)と地方公共団体(都道府県)で進められている。3月28日には総務省消防庁からモデル国民保護計画も提示された。すでに、鳥取県と福井県は最終的な「国民保護計画」を発表、閣議で承認されている。

「基本指針」は、国民保護計画の策定プロセスにおいては、「広く関係者の意見を聴き、自主的に行う」(第6章「計画などの作成手続き」としてあり)すべての都道府県は、諮問機関として「国民保護協議会」を設置している。くわえて各都道府県は「タウンミーティング」や「県民フォーラム」など、一般県民の意見を聴く場を設定している。政府が7月29日に開設した内閣府「国民保護ポータルサイト」³⁾のリンクをたどれば、各都道府県の取り組みの状況を知ることができる。

沖縄県と「国民保護」

第二次世界大戦末期の凄惨な地上戦で県民の多くが命を奪われ、現在は全国の米軍基地の75%が集中している沖縄県にとって、同計画の策定は独特の重みを

持つものになることはいうまでもない。04年8月25日に沖縄県知事公室が発表した「国民保護法制に関する県の対応方針について」⁴⁾は次のように述べる。「国民保護については、警報や避難措置など地方自治体が多く役割を担う」。「沖縄には、これまで歴史的背景などから、軍隊に拒否反応がある」。「島嶼県や米軍基地等の特殊事情を踏まえた、国民保護法制への対応が必要」。「さらに「実効性のある計画を作るため、意見交換が必要」。「全国の米軍基地を抱える自治体と共通の事項であり、国を含めた対応が必要」との認識が明らかにされた。

一方、沖縄県は国の「基本指針」で唯一固有の都道府県名があげられ、「避難に当たって配慮すべき事項」として、他府県も含めた広域的な連携協力体制の必要性が指摘されている(5ページ資料1参照)。しかし、これはもっぱら「島嶼県」という側面に着目したものであり、沖縄県のいづ「歴史的背景、米軍基地の存在」という特質は配慮すべき事項として明示されてはいない。

その後、本年4月以降、他の都道府県では次々と「計画素案」が公表されているが、沖縄では未だこの「対応方針について」のみが公式文書である。このように、県の姿勢がきわめて慎重であることにも充分な理由があるといえよう。



u c 3ページからつづく

は、多国間的な性格を持つ将来的な作業の可能性に向けたアプローチを検討するものとする。」

つまり、核軍縮に関する特別委員会の基本任務は「実際の措置に関する情報と意見交換」とされているのである。その意味では、平和市長会議が求め、今年の広島平和宣言が「国連総会の第一委員会が、核兵器のない世界の実現と維持とを検討する特別委員会を設置するよう提案します」と求めた特別委員会と比較すると、相当に弱いものであると言わなければならない。

しかし、この委員会が意見交換を重ねるなかで、核兵器廃絶への道を検討し、交渉テーマとすべきだと圧倒的多数で決するならば、委員会は次の段階、つまり何らかの交渉の段階へと進むことができる余地を残している。

核兵器国、とりわけ米国がそれを阻止したいと考えるならば、協議がそのように進まないよう多くの国に圧力を

加えるか、逆にCDの正常化に努力をして、議論をCDの全会一致制の場に戻す作戦にできるか、ということになる。いずれにしても、新提案は新しい情勢を生み出すものであり、その意味で極めて重要な意味を持っている。

「アボリション2000」をはじめ、さまざまなNGOは、少しでも多くの国が新提案を支持するよう精力的なロビー活動を開始している。すでに米国は露わに反対する文書を回している。日本においても、政府が共同提案国になるよう、あるいは少なくとも決議案に賛成するよう働きかけを強めるよう訴える。(梅林宏道、中村桂子)

注

- 1 <https://www.reachingcriticalwill.org/political/1con/1con05/docs/draftelementsinitiating.pdf>
- 2 CD/1693/Rev.1(2003年9月5日)「核兵器・核実験モニター」第195号2ページ資料に全訳。修正に関して同号の本文に説明があるので注意。

「沖縄県国民保護フォーラム」

7月27日、沖縄県が宜野湾市の沖縄コンベンションセンターで開催した「沖縄県国民保護フォーラム」には、約460人の県民が参加し、午後1時半から9時までという長丁場の議論に耳を傾け、討論に加わった。地方議員、災害ボランティア、県内はもとより県外（鳥取県や佐世保市など）の自治体担当者、平和運動家などのフォーラム参加者の中には、制服姿の自衛官の姿も見られた。フォーラムのプログラムは次のとおりである。

第1部 基調講演

青木信之（総務省消防庁国民保護室長）

「国民保護のしくみと地方自治体の役割」

特別講演：青山繁晴（株式会社独立総合研究所社長）

「『住民の安全保障』とみずから担う その希望について」

第2部 パネルディスカッション

上記講演者2名に加え、我部政明（琉球大学教授）、加藤伴子（石垣島在住）、知念恒雄（うるま市長）、牧野浩隆（沖縄県副知事）、コーディネーター：島袋秀光（前沖縄県公報アドバイザー）

第3部 県民討論 コーディネーター：青山繁晴

このフォーラムの詳細な議事録が9月26日に沖縄県のウェブサイト⁵に掲載された。ここでは、前出の県の「対応方針」で強調されていた事項の一つである、米軍と国民保護の関連する議論を、「パネルディスカッション（6ページ・資料2）」と「県民討論（7ページ・資料3）」から抜粋して紹介する。

「国民保護計画」で米軍の行動を制約する

パネルディスカッションにおいて、我部政明氏は、97年の「ガイドライン」や有事法制を引きながら、日米政府は米軍に軍事的なフリーハンドと数々の特権を与えているとして、このような米軍とそれと共同歩調で行動する自衛隊に「国民保護」への貢献を期待できるのかと指摘した。これに対して、国民保護計画の責任者である消防庁の青木氏は、その懸念に理解を示し、「外務省を通して米軍と調整していく」と応えたが、その成果の見込みについては慎重に約束を避けた。一方、「民間シンクタンクの代表者＝一市民として」参加した青山氏は「国民保護の主人公は日本国民。自衛隊や米軍の参画も沖縄県の計画には盛り込むべきだ。それは不可能ではない」と述べた。

この米軍・自衛隊の行動と「国民保護」の抵触可能性については、第2の基地県である神奈川県計画策定過程においても認識されている。8月19日に神奈川県が発表した「計画素案」が「自衛隊や在日米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路等における利用ニーズが競合する」という認識を述べ、対策本部長（首相）との調整や意見具申が必要であるとしている。

この神奈川県姿勢に比べて、「沖縄フォーラム」の議論は「その時」の要請や調整でなく、事前の「計画」に、米軍や自衛隊の行動を盛り込む可能性を示唆したものであり、注目してよいだろう。

牧野副知事は、沖縄がもっとも懸念するのは、「国民保護」の前提にある「武力攻撃事態」が沖縄の過重負担の放置の理由になることであるとの警戒心を表明した。

〔資料1〕「国民の保護に関する基本指針（05.3.25閣議決定）」で沖縄に言及した箇所

（4）避難に当たって配慮すべき事項

避難に当たって配慮すべき地域特性等（略）
沖縄県の住民の避難については、沖縄本島や本土から遠距離にある離島における避難の適切な実施のための体制づくりなど、国が特段の配慮をすることが必要である。このため、国は、九州各県をはじめとする地方公共団体との広域的な連携体制を整え、沖縄県及び沖縄県下の市町村と協力しつつ、次のような配慮を行うことが必要となるものである。

ア 航空又は海上による避難のための運送手段の確保等
国（内閣官房、国土交通省）は、沖縄県と連携協力して、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に

対し、沖縄関連路線に係る航空機及び沖縄関連航路に係る船舶等の優先的な確保を依頼することなどにより、避難に必要な航空機、船舶、飛行場及び港湾の確保に努めるものとする。また、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を円滑に実施するよう要請するものとする。

国（防衛庁、海上保安庁）は、自ら保有する航空機及び船舶により、可能な限り避難住民を運送するものとする。

イ 陸路による避難のための運送手段及びルート確保
国、沖縄県及び沖縄県下の市町村は、避難に利用可能な公的機関が保有する車両について把握するよう努めるものとする。また沖縄県は指定地方公共

機関として指定する運送事業者の車両保有台数等の必要な情報を把握するよう努めるものとする。
市町村は、航空又は海上による避難が必要となる場合に備えて、最寄りの飛行場や港湾までのルート等を検討しておくものとする。

ウ 県外での避難住民の受入れ
沖縄県の地理的条件等から、航空又は海上により県外へ避難することが適当な場合が生ずることも考えられるが、その場合には、国（内閣官房、消防庁、厚生労働省、国土交通省）は沖縄県と連携協力して適切な避難先地域の選定等避難住民の受入体制を適切に整えるものとする。

情報公開、沖縄戦の教訓

「県民討論」ではまず、危険物などの情報公開が国民保護には死活的に重要であるという会場からの指摘に対して、青山氏はすぐに実現するのは困難との見通しを示しつつ、粘り強い国との協議(氏は「十年戦争」と呼んだ)によって打開の可能性はある、「米軍に対して、主体的に初めて物を言うためにも、国民保護計画は活用できると述べた。

「沖縄戦は住民避難の失敗例だ」という認識が自治体関係者に広がっていることに対して、事実は軍が「住民を盾にした」ことが悲惨な結果を招いたのだとの声が会場から上がった。住民を保護の対象とはみなさない、このような軍の姿勢への批判と懸念に対しては、会場の現職自衛官から「我々は国民を守るよう教育を受けていると

の答えがあった。

沖縄の先例に学び、 「語られなかったこと」を語る

以上一端を紹介したように、「沖縄フォーラム」は、「国民保護計画」に向き合う自治体関係者と市民に、大きな示唆を与えている。特に、米軍や自衛隊の行動を、「国民保護計画」で制約し、自治体のコントロールを効かせるという方向性とその可能性が、多くの市民の参画の下で語られた意義は大きい。青山氏は、住民参加がなければ「国民保護計画」は「国民総動員計画」になってしまうとして、そうではない計画を積極的な住民参加により作るよと呼びかけた。その主張には説得力を感じながらも、やはり「軍」の論理がまかりとおってしまうのではないかとい

[資料2] 沖縄県国民保護フォーラム 議事録(抜粋)

第2部 パネルディスカッション

国民保護計画で米軍や自衛隊の行動を 制約できる

(見出しは編集部)

我部政明(琉球大学教授)

(略)1997年の日米防衛協力の見直しということの中で、いわゆる新ガイドラインと呼ばれる中に、幾つか日本防衛について、あるいは日米間の防衛協力について書かれている指針があるわけですが、これの一つ目は、普段からの協力ということが一つ目。二つ目は、日本有事の際の協力。それから三つ目は、周辺有事の際の協力というふうになっています。今、ここで上がっている国民保護法の中で、特に注目しているのは日本有事という場合であります。日本有事の際、米軍はどう動くかということなんです。この日本有事の際のガイドラインではこのように書いています。「日本の有事は日本が主体的に取り組む」というふうになっている。主体的というのは英語で“primary responsibility”というふうに書いています。つまり訳が専門家の中では批判があるところなんです。主体的というのは、何か他の人もいるんだという感じになるんです。が“primary responsibility”という英語の部分、第一義的な責任は日本が負うというふうな英語ではそうなっているわけです。ですから、日本有事の際の責任は、まずは第一義的には日本だと、この日本有事の際にアメリカは何をするかというふうなところでは、米軍は適切に協力をするというだけあります。つまり日本が日本有事の際においては、“primary responsibility”を持って、アメリカは適切な協力をを行うということになっているわけですから、まず、一義

的な責任は日本政府が負うわけですので、米軍はまずそれを見てから適切な協力を、どうするのが適切なかを考えるなり、あるいは準備してきたことをやるというふうになってくるだろうと思います。

そうしますと、具体的にどうするのが有事的なのか、想定がかなりさまざまなものがあって特定化できるのが難しいんですが、有事という一般的な名称でいえば、米軍が何か最初に行動を起こして、沖縄の人を守ったりあるいは防衛にあたるということ、この日米ガイドラインから見ればやらないと、むしろ日本がやるべきだというふうに書いてあるということになります。

青山繁晴(株式会社独立総合研究所代表取締役社長)

(略)副知事の牧野さんは、今日、冒頭おっしゃった、沖縄だから日本一の国民保護計画にするんだとおっしゃったこと、僕はこれはすごく正しい姿勢だと思っていて、すなわち日本で重大なテロがあったりあるいは米軍を巻き込んだ事態になったり、日本で有事があったときに、米軍に対して日本が何を言えるのか。この主人公は日本国民なんです。ですから米軍が主人公じゃなくて私たち日本国民が主人公なんだから、それを守るためには米軍に対しても、例えば県庁だけじゃなくて自衛隊の側からも何ができるかということ、この国民保護計画の中で沖縄県においては盛り込むべきだと思っているわけです。それは僕は不可能

じゃないと思います。(略)

青木信之(総務省消防庁国民保護室長)

(略)いざ避難するとき、那覇空港から避難しようというときに、自衛隊との共有空港でもあるし、事が起きれば自衛隊も使うということもあるわけですね。そのこともまず頭に置いておく必要があるかと思っています。

先ほど牧野副知事さんが言われたお話ですね、米軍とも調整しなければいけない課題がたくさんあるだろうと。軍人、軍属の問題もあるし、情報提供があってもいいじゃないかと。これは沖縄県をはじめ、多くの基地がある県さんが強い話をいただいております。政府としては米軍当局に、外務省を中心として、そういう申し入れをしております。まだその調整結果がまとまっている状況ではありませんが、外務省としては継続的な話をしていると思います。

(略)そのことを理解してもらおうというのが非常に大事だろうと思っております。もちろんできる限りいい答えが得られて、一定の調整結果がお示しできれば一番いいと思っております。(略)

青山繁晴

(略)米軍基地の問題って、今まで防衛施設庁だけがやっていたでしょう。防衛施設庁って、はっきり言って、今日、関係者もいらっやと思いますけど、政府の中でそんなに権限が強い省庁でもないし、防衛施設庁だけがやっているから政府全体の問題になかなかならなかったわけでしょう。でも青木さんは、今は総務省だけど、要するに旧自治省ですよ。自治省が本当にそれをやられているかどうかは知りませんが、少なくとも住民自治を守るために存在している役所ですよ。そこがこの国民保

う懸念を筆者もめぐうことはできない。しかし、沖縄で行われたような議論が、各地の「国民保護計画」が民主的で、人権抑圧的でなく、透明性の高い、そして実効的なものとなるためにも、各地で行われることを期待したい。

同時に、沖縄フォーラムでは余り語られなかったことにも、注意を呼びかけたいと思う。それは、戦争は「天災」ではなく「国の外交の〈失敗〉等により生じる事態」（兵庫県「国民保護計画の作成体制について」）だということである。この表現はその後の兵庫県の公表文書からは削除されているようだが、この当たり前の事実認識を前提とするならば、「国民保護計画」に新しい要素を加えることは可能である。すなわち、「戦争防止こそ最大・最良の国民保護」という認識に立って、予防外交、平和教育などを、あらためて「国民保護」の文脈におき直すような問題提起である。さらに、ピースデポが提唱している「東北アジア

ア非核兵器地帯化」や「専守防衛の地域化」という地域安全保障の新しい枠組みも、「計画」そのものに取り入れることは難しいとしても、地域での協議の中で、議論を活性化できればと思う。「国民保護計画」を巡る議論には、「国の専権事項」とされてきた安全保障政策に、市民と自治体が意味ある影響力を及ぼしていく可能性が秘められている。（田巻一彦）

注

- 1 <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hogohousei/hourei/050325shishin.pdf>
- 2 <http://www.fdma.go.jp/html/kokumin/model.pdf>
- 3 <http://www.kokuminhogo.go.jp/>
- 4 <http://www3.pref.okinawa.jp/site/view/contview.jsp?cateid=66&id=8915&page=1>
- 5 <http://www3.pref.okinawa.jp/site/view/contview.jsp?cateid=66&id=9502&page=1>

護法を通じて、この米軍基地の問題にも初めていけば関与できる。そこは僕は積極評価した方がいいと思うんです。（略）むしろ制限として僕は活用できる可能性は十分あると思っているわけです。（略）国民保護計画を一つの契機として、今までの在日米軍に対する日本の主権なき状態について（略）米軍に対して初めてものを言うためにも、国民保護計画は、実際は僕は活用できていると思っています。（略）

牧野浩隆（副知事）

今の米軍と国民保護法の問題の一番抜けているのは、沖縄側が懸念するのは、武力攻撃事態法は外部から何かがあった場合に国としてどう対応していくかということで、それは全体として自衛隊と米軍が一緒になってやっていくという安全保障論の線でやっているわけです。そこはそこで理解で来るわけです。ただしこれが前提になると、過重にある沖縄こそおかしなことが起こってきますよと、前提自体にわれわれは問題を感じていますよというのはそこなんですよね。（略）沖縄の過重負担ということから考えますと、そういう面から見ると、今度は武力攻撃事態法を受けた国民保護法という形からしますと、県民の人命や財産をどう保護するかということになりますと、その枠組み自体にも今の安全保障論に対するものも、例えば負担軽減ということが出されていますから、そのあたりをちゃんと押さえないと、武力攻撃事態は当然の前提としているということをわれわれは、そこから問題提起はしていけないといけないと思っています。そここのところなんです。

青山繁晴

それは同感です。

（略）

我部政明

先ほど米軍の方に何かやってもらえるのではないかというふうな期待があるんですが、現実にはこの国民保護法ができた時に別の法律も一緒にできました。先ほど青木さんから言われた特定公共施設の利用等についても、この法律も一緒なんですけれども、同じときに「武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い、我が国が実施する措置に関する法律」というのができまして、これは何かというと、中身は、米軍が行動するのに日本が障害にならないように用意していくという目的の法律です。（略）この法律によれば、米軍の行動をより促進をしていく、うながしをしていく、容易にしていくというような側面があるわけです。

（略）

青山繁晴

（略）そういう面が今の法律では確かにあるということを申ししているわけですね。法律ですからやがて変えることもできます。そのためにも、もう一回言いますが、この国民保護計画の中の県の基本計画は避難マニュアルは、この沖縄の地元で作れるんですから、武力攻撃事態法のその部分は我部さんと、もう一回言いますが、無理に意見を合わせるわけではなくて、懸念は共有しているんです。それをやがて変えるためにも、それから沖縄という現場から声を上げるためにも、その国民保護計画は作り方によっては有効になると思っているわけです。

第3部 県民討論

基地の情報公開を 沖縄戦の教訓を歪曲するな

会場の声

（略）最近ヘリコプターが落ちましたよね、国際大学の所にね。地元の消防が来ました。その後、完全装備した米軍が来るんですよ。ということは、その機械の中で、ヘリコプターの中に何が運ばれていたのかわからない。そうすると、一番の危険は沖縄県民全体にあるわけですね。だから米軍が扱っている武器弾薬に対して、どういう危険なもの、目に見えるものだったらいいですよ、見えないものに対する対策を事前に知っておかないと、まず先に現場に行くのは地域の消防なんですね。そういうことか

ら考えたときにまず、情報をきちっと公開してもらわないといけないうことと、それに関する、いわば設備の強化を政府はしていただかないといけないうことです。なぜかという、75%沖縄に負担させているわけですから。それが米軍基地に関する、いわば県民生活の上での危惧する点です。（略）

青木信之

（略）住民を避難させようというときに、どこに危険物質があるということがわかるならば、その地域に近いところの住民か

ら早く逃がさなきゃいかんと、当然市町村長はそう思うんだと。従って、せめてその避難に関わるような情報だけでも教えてもらわないと困るという話は、沖縄県さんからさんざんそういうお話も我々も聞かされ、従って、そういう話を政府部内にずっとぶつけてきております。そういうことも含めて、どうしても出せない情報はあるかもしれないけれども、軍事の世界ですから、しかし、人道上何かあったときにこのぐらいのことを教えてくれないと困るという情報だけは何とかならないかという話も含めて、外務省から米軍には話はしてはいるわけです。(略)

青山繁晴

(略)真っ直ぐありのままに言いますと、米軍の沖縄の弾薬庫は、中に何がいったい入っているのか本当はわからないんですよ。(略)今までの外務省と米軍との関係で、そんな情報が外務省にもたらされるかというと、これは僕はほとんど希望もてないと思います。(略)今までのいわゆる外交チャンネルだけではとても無理なのでそうすると少なくとも平成18年度末までに政府が考えている予定の年限までに市町村がマニュアルをつくらせるとすると、そのマニュアルの原案ができた段階で、つまり今までの外務省のチャンネルだけじゃない、自衛官もいらしゃるけれど防衛庁も含めそれから何れ先内閣が責任をもって、例えばパイオ、ケミカルについては、あるかないかだけでも情報開示すべきだし、それから、個別の爆薬、炸薬、その他の種類をいちいち一つずつ一覧表で出すことはできなくても、それが丸ごと爆発した場合には、一体どれぐらいの破壊力が生じるものなのかということだけでも教えてもらわないとこれ実際にこれだけ、つまり普通の人が見える範囲まで弾薬庫があるような土地で、住民の避難を言っても虚しいわけです。(略)その努力はしなきゃいけないと思っています。ただ、これはですね、一言で言って十年戦争だと思いますよ。戦争という言い方は良くないですけど十年闘争と言っていいと思います。(略)

会場の声

(略)鳥取県がこの問題に取り組んでいったときに、一言でいうとこういう学習会をやったホームページが出てましたね、出ていたんですよ。あの時に、自衛隊の現役の第8何か連隊の連隊長が講義をするわけです。その講義の内容のテキストが出てましたよ。それによると、沖縄戦と住民避難というかなり膨大な講義をするわけです。その中に、沖縄にいて沖縄戦について多少知っている者にとれば、相当誤解があるような沖縄戦の総括をしているんですよ。現役の自衛隊がね。これは中味言いませんけれども、そういう反省の上に立って、も



沖縄県国民保護フォーラム。7月27日。沖縄コンベンション・センター(宜野湾市) 沖縄県民ホームページより。

しこの国民保護法が立案され進められるとするならば、やっぱりこれは違うと私は思いますね。そういう点に絡んでどう反省をしているのか。それで、県庁に、私たちはこの問題について行きました。その時に、県庁の若い係員が、その連隊長が話したようなことと同じようなことを言うんですよ。我々に。要するにね、住民避難の失敗例だということなんです沖縄は。違うでしょ。さっきも言ったように。住民避難をね…。

青山信之

避難させてないですよ。

会場の声

そうですね、盾に使ってるんですよ。さっき西原の話がありましたけど。これを避難の失敗例って、だから有事法制が必要だと。じゃなくて、この国民保護が必要だということに結びつけていこうとしたら、僕はそれは絶対違うと思います。(略)

会場の声

2点ほど教えていただきたいんですけど、先ほどから沖縄ということで沖縄戦のことで、あのときの教訓となると、先ほどは、要は軍が国民を保護する意識がなかったというふうなところにいくと、じゃあ今の自衛隊に対しては、国民を守らなさいというふうに教育をやっていけばいいということに終わってしまうのか。いや、その当時もやはり沖縄の行政組織があったと思うんですけど、そちらの方はどうしていたのかというのがちょっとわからなくて。

先ほどの話だと、住民は盾に、作戦の一部として利用されてしまって、ということはその当時の沖縄の行政の組織は何をしていたのかというのがわからなくて、もし、そこが何もしてないというんでしたら、何もなかったんで今回保護法をつくりますと、計画を策定して避難させますというんですけ

れども、何かをして、それで不備があって、沖縄としてはこういうふうなことをここに基本指針というんですか、そういうのを考えていますというところをちょっと知事公室長にお聞きしたくて。(略)

府本禮司(県知事公室・参事官)

非常に私から答えるのは苦しいところがあります。いくつか問題点があります。ただ、軍がですね、先ほど言われたように沖縄を捨て石にしてということはあったと思います。ただ、その部分については私の方から述べるわけではございまして、じゃあどういふ県が対応したのかということになりますと、(略)いわゆる警察部の下に特別援護室というのをつくって、いわゆるこれが疎開をやり始めたとかたちになっております。ところが、疎開の実態は、ご存じのとおりいくつか問題点がございまして、結果的に上手い具合にいかんかったと。上手い具合にいかんかったということで総括していいのかがちょっと問題がありますけれども、いくつかの問題点を残しつつやってきたということが、私どものこの国民保護法法制を検討する段階での問題点であるとして、その時の一つの問題は、やはり疎開の命令が上手い具合に市町村に伝わっていないというのと、組織はかなり壊れて上手い具合に行政としてつながりきれなかったということ。やっぱり最後には軍と一緒に動かざるを得なかったと。(略)そういうことを考えていきますと、やはり私どもが国民保護を担当する人間が考えているのは、やはりちゃんとした行政を組織、計画があって、県民はこういうかたちでやるんだという一本しかりした視点がなければ、結局駄目だと。これを今回つくるということが必要だろうということは我々感じておまして、そのことがなければ昔のようなことになるだろう。(略)

「タバコはだめ」 「戦争はいい」 そんな世の中、 おかしくない？

渡辺えり子さん

女優



撮影：今井 明

今、世界的に禁煙ブームでしょ。どんな場所に行っても禁煙、禁煙っていうのに、なぜ戦争を止めないのか、本当に不思議でならないんですよ。アメリカを中心にヨーロッパや日本でも広がっていますが、タバコの害を主張する人は、つまび死ぬのはいやだ」ってことですよ。じゃあ、戦争はどうなんでしょうね。自分は死にたくない」と主張する人たちが、その一方で戦争に反対しないというのは、バランス感覚がおかしいですよ。戦争では殺しても殺されてもいいのか、タバコではそれは嫌なのか、どんな違いがあるのか、聞いてみたいですね。

戦争では罪のない人たちが死んでいく。体だけではなく、一生心の傷も抱えて苦しんで生きていく。そういうことを想像してほしいんです。いまの日本は、そういう想像力に欠けています。政治家たちが勘違いしちゃって、「軍隊がなければだめ」とか言って、憲法9条を改正し、自衛隊が活動できるように法律を整えて行こうとしています。今この場で「演習をするぞ」って言ったら誰も反対できないような法律がすでにできてしまっています。憲法9条は「最後の砦」なんですよ。

そういうことを若い人たちにもっともっと知ってほし

い。目の前で両親や友人が殺されていなくても、それを想像する力を持ってほしい。ところが、親から子への「縦の構造」が壊れているという問題があります。私はかろうじて、親から戦争のことを聞きました。でも多くの場合、団塊の世代でその繋がりが切れている。かつて何が起こったのかを親がきちんと子どもに話していたら、私たちだってもっと興味を持っていたでしょう。大人たちが次の世代への責任を果たしてこなかった、それは恐ろしい犯罪じゃないかと思えます。

私の父親は終戦まで中島飛行場で働いていました。空襲で命を落とすかもしれないところを奇跡的に助かったんです。もし父がそのときに亡くなっていたら、私は生まれていないわけです。始めてその話を聞いて、ああ私も戦争の子どもなんだ、これは伝えていかなければいけないことなんだ、と思いました。

受け継いでいくためには、若い人たちと話をしていくことが必要です。例えば9条をテーマに、お茶を飲みながら話をするとか。私も自分の稽古場で塾みたいなのを開いて、若い劇団員に伝えることを始めようとしています。今の若い人たちは傷つきやすく繊細で、さまざまなストレスを抱え込んで、自殺しないで生きていくのに精一杯みたいなのところがあります。でも、話すとわかるんですよ。もっともっと機会があれば、素直に受け止めてくれます。子どもはみな反戦ですから。

命は唯一無二のもので、代わりの命はない。戦争で人を殺すことは犯罪であって、その犯罪の一番の悪玉が「核兵器」。そういうことをきちんと伝えていきたい。キング牧師は、一番の罪は「善意ある人の無関心だ」と言いました。キング牧師は暗殺されてしまいましたが、私たちはまだ生きているわけです。それだけでも「めつけもの」です。私たちは亡くなった人々の死体の上で生きているわけだから、自分が生きていることに感謝しつつ、やっていくしかないですね。

続けていく上で、バランス感覚は大事です。若い人ががんばって突っ走ったあげく、周囲から浮いてしまってもなしくなってやめる、というようなことがあります。私自身、非戦活動に没頭しそうな時期があります。しかし今、自分の本業である「演劇」とのバランスを保ち、有名であることを「利用」して活動を続けることに意味があるのではないかと考えています。若い人たちにも、自分を守りながら、あきらめずに長く続けていくことの大切さを伝えていきたい。

人々の意識を変えるにはすごく時間がかかります。50年、100年かかるかもしれない。私たちの死んだあととも続けていかなければいけない。自分の命は80年程度で1回きりですが、それであきらめちゃいけない。ガウディみたいに、それくらいの気持ちでやっていかなければいけないですね。

(談。まとめ：中村桂子)

わたなべ えりこ 女優、劇作家、演出家としても活躍。最近の共著に、「憲法を変えて戦争へ行こう」という世の中にしたための18人の発言(05年8月、岩波ブックレット)がある。

東シナ海ガス田問題をどう考えるか

日時:2005年12月9日(金)午後6時30分~

場所:総評会館502会議

東京都千代田区神田駿河台3-2-11

TEL:03-3253-1771(代)

http://www.schyokaiikan.or.jp/access/index.html

主催:NPO法人ピースデポ

報告者:

国際海洋法の視点から 都留康子さん(東京学芸大学)

そのほかにも予定。

座長:梅林宏道

東シナ海海底ガス田問題で中国と日本の利害が対立しています。国際紛争の平和裡の解決という観点から、この問題をどう考えればよいのか、国際海洋法の視点から都留康子さん(東京学芸大学)に整理をしていただきます。

日誌

2005.9.21~10.5

作成:中村桂子、林公則

CTBT=包括的核実験禁止条約 / DOD=米国防総省 / EU=欧州連合 / IAEA=国際原子力機関 / KEDO=朝鮮半島エネルギー開発機構 / RNEP=強力地中貫通型核兵器

9月21日 第4回CTBT発効促進会議、ニューヨーク国連本部で始まる(~23日)。米国は欠席。

9月22日 衆院本会議、憲法改正手続きを定めた国民投票法案を審議する「憲法に関する調査特別委員会」の設置を賛成多数で決定。

9月23日 英、仏、独のEU3か国、IAEA理事会で、イラン核問題の安保理付託を当面のあいだ見送る内容の決議案を提出。

9月23日 ジュネーブ軍縮会議(CD)の第3会期が終了。

9月24日 IAEA理事会、EU3か国が提出した決議案を賛成多数で採択。

9月25日 モッタキ・イラン外相、IAEA決議について「法的根拠がなく、全く受け入れられない」と拒否。イラン国営テレビの報道。

9月26日 IAEA年次総会がウィーンで開幕(~30日)。

9月26日 イラン外務省、安保理付託が回避されなければウラン濃縮作業を再開し、国連の抜き打ち査察受け入れを中止するとして声明を発表。

9月26日 アラン・ビュガ仏原子力庁長官、七条明内閣府副大臣とウィーンで会談、高速増殖炉原型炉もんじゅの共同利用を提案。

9月26日 KEDOの理事会メンバーである日、米、韓、EUの4者がニューヨークで非公式理事会を開催(~27日)。

9月27日 日本原燃、六ヶ所村の使用済み核

燃料再処理工場の燃料貯蔵プールの水漏れで見合わせていた使用済み核燃料の搬入を再開。

9月28日 米上院歳出委員会、DOD関連の06会計年度歳出法案を全会一致で可決。RNEP研究費450万ドルの全額カットを決定。

9月29日 原子力委員会の新計画策定会議、核燃料サイクル事業の推進を柱とする原子力政策大綱案を決定。

9月30日 IAEA年次総会、6か国協議の共同声明による合意を「強く歓迎する」などとする決議を全会一致で採択。

10月1日 日本原子力研究所(原研)と核燃料サイクル開発機構(核燃)の統合により、独立行政法人「日本原子力研究開発機構」が発足。

10月3日 シン印外相とカスリ・バ外相、イスラマバードで会談。両国間の信頼醸成を目的とした弾道ミサイル発射実験の事前通告協定に調印。

10月3日 ニューヨーク国連本部にて国連総会第1委員会(軍縮)が始まる。

10月3日 中堅国家構想(MPI)主催の「第2条フォーラム」が開催。(本号参照)。

10月3日 IAEA理事会、新議長に日本の天野之弥ウィーン代表部大使を選出。任期は06年9月までの1年間。

10月5日 日ロ両政府、日本が協力している退役原潜の解体事業で、新たに5隻の解体計画の実施細目で合意。

10月5日 ベネズエラのチャベス大統領、同国が核の平和利用への研究に取り掛かったと発言。

沖縄

9月22日 普天間爆音訴訟で福岡高裁那覇支部が原告らの控訴を棄却。

9月22日 普天間飛行場移設問題で、米国防総省当局者が日本政府に海上縮小案の真剣な検討を要求。

9月24日 昨年5月25日以来実施されてきた都市型戦闘訓練施設に関する早期抗議集会終了。

9月28日 伊江島補助飛行場のフェンス外の耕作地にパラシュート降下訓練中の米兵が降下。

防衛施設局が謝罪。

9月29日 キャンプ・コートニーへの県による立ち入り検査要求について、日米合同委員会が検討を始めることが判明。

9月29日 普天間飛行場移設問題で、米国防副次官が現行計画である辺野古沖合案を否定。またシュワブ内陸案を拒否。

9月30日 米国防副次官の発言を受けて、防衛庁首脳が現行計画断念を示唆。

10月2日 午後、ホワイトビーチで米海軍駆逐艦3隻の停泊を確認。海自護衛艦が3隻が入港。米海軍駆逐艦は午後3時半頃に移動。

10月3日 航空自衛隊と米空軍などが沖縄本島周辺の訓練空域で共同訓練を開始。

10月5日付 普天間移設問題で、日本側が主張するシュワブ内陸案の概要が4日までに判明。

今号の略語

CD=ジュネーブ軍縮会議

FMCT=兵器用核物質生産禁止条約

MPI=中堅国家構想

NAC=新アジェンダ連合

NAM=非同盟運動

NPT=核不拡散条約

NSA=消極的安全保証

NWC=核兵器禁止条約

PAROS=宇宙における軍備競争の防止

核兵器廃絶メーリングリスト

(abolition-japan)は、核兵器廃絶のための情報と意見交換をするメーリングリストです。どなたも無料で参加可能。

登録方法は、件名を空欄で、abolition-japan-request@list.jca.apc.org宛に「subscribe abolition-japan」とのみ本文に記入したメールを送ってください。

ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらかを選択できます。料金体系は変わりますが、詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

ピースデポ電子メールアドレス:事務局 <office@peacedepot.org> 梅林宏道 <CXJ15621@nifty.ne.jp>

田巻一彦 <tanaki@pw.catv.ne.jp> 中村桂子 <nakamura@peacedepot.org> 丸茂明美 <marumo@peacedepot.org>

宛名ラベルメッセージについて

会員番号(6桁):会員の方に付いています。「(定)」:会員以外の定期購読者の方。「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」:入会または定期購読の更新をお願いします。メッセージなし:贈呈いたしますが、入会を歓迎します。



書:秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

秋山祐子(ピースデポ)、田巻一彦(ピースデポ)、中村桂子(ピースデポ)、丸茂明美(ピースデポ)、青柳絢子、今井明、大澤一枝、津留佐和子、中村和子、林公則、梅林宏道